

4月定例教育委員会議事録

1 日 時 令和3年4月20日(火)
午前10時30分から午前11時20分

2 場 所 宗像市役所 本館3階 304会議室

3 出席委員 委員 石丸哲史
委員 宮司葉子
委員 大庭多美枝
委員 脇田哲郎
教育長 高宮史郎

4 その他の出席者 教育子ども部長中村時広、教育子ども部子どもグローバル人材育成担当部長徳永淳、教育子ども部主幹指導主事安河内友美、教育政策課長八木直行、教育政策課指導主事川原慎一郎、教育政策課指導主事名切太志、教育政策課指導主事瀧口博章、学校整備プロジェクト室長兼推進係長狩野長江、学校整備プロジェクト室参事永島和久、学校管理課長高倉庸輔、図書課長惠谷英之、子ども育成課長中野道子、子ども育成課参事賀来元彦、世界遺産課長青木隆一、文化スポーツ課長久保謙司、子ども育成課主幹兼子ども育成係長本田康浩、世界遺産課主幹兼世界遺産係長合島賢二、文化スポーツ課スポーツ推進係長民谷研吾、教育政策課学務係長新海香浪、教育政策課特別支援係長井口綾、教育政策課政策係長福永貴志、教育政策課政策係主任主事飯野佳代、教育政策課政策係主任主事大内田賢美
※傍聴 なし

5 (3/24定例) 議事録の承認 《承認》

6 議案

① 議案第1号 宗像市スポーツ推進委員の委嘱について《承認》

【高宮教育長】議案第1号、宗像市スポーツ推進委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

【文化スポーツ課長】文化スポーツ課の久保でございます。9ページの資料2をご覧ください。議案第1号、宗像市スポーツ推進委員の委嘱についてです。提案理由は、宗像市スポーツ推進委員に関する規則第1条の規定に基づき、委員の任期満了に伴い、後任の委員を

委嘱するものでございます。10ページをご覧ください。こちらが5月1日からの新しい委員の名簿でございます。それぞれのコミュニティ運営協議会から2名を基本に推薦をいただきまして、この推薦をもとに今回委嘱させていただくものです。説明は以上です。

【高宮教育長】ありがとうございました。それでは議案第1号について、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

【石丸委員】お尋ねします。各コミュニティ運営協議会から2名ということでしたが、赤間地区は3名いらっしゃいます。それと規則の第2条の第2項で委員が分担する地域と記載がありますが、それがこの名簿に記載されている地区ということでしょうか。

【文化スポーツ課長】赤間地区の3名につきましては、赤間地区では以前市内の教育機関と連携した事業を実施しております、その際にスポーツ推進委員を1名追加で委嘱した経緯があります。今後、スポーツ推進委員の人数につきましては、赤間地区コミュニティ運営協議会と協議のうえで対応していきたいと考えております。地区につきましては、委員のおっしゃる通りで間違いございません。

【高宮教育長】ありがとうございます。ほかにご質問等ございませんでしょうか。

【各委員】特にありません。

【高宮教育長】それでは、議案第1号について、承認いただける方は挙手をお願いいたします。

【各委員】はい。(挙手)

【高宮教育長】全員賛成で議案第1号は承認されました。

② 議案第2号 宗像市市民文化・芸術活動審議会委員の委嘱について《承認》

【高宮教育長】続いて、議案第2号、宗像市市民文化・芸術活動審議会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

【文化スポーツ課長】13ページの資料3をご覧ください。議案第2号、宗像市市民文化・芸術活動審議会委員の委嘱についてでございます。提案理由は、宗像市市民文化・芸術活動審議会規則第2条の規定に基づき、委員の任期満了に伴い後任の委員を委嘱するものでございます。14ページが5月1日からの新しい委員の名簿でございます。6名の方は再任です。市民代表の方については、4月30日まで公募を行っておりますので、5月の教育委員会で決定後に委嘱を行います。説明は以上です。

【高宮教育長】ありがとうございました。それではご意見ご質問等ございませんでしょうか。

【宮司委員】この審議会は15人以内の委員をもって組織すると記載してあるのですが、実際はその半数くらいになっています。その理由があれば教えてください。

【文化スポーツ課長】この件については、平成31年度の前回の委嘱の審議の際にもご質問を頂いておりました。それぞれの委員が審議会規則で示すカテゴリー、文化関係団体を代

表する者、知識経験を有する者、市民代表というカテゴリーを満たしていること、審議の規模や内容等で妥当ではないかと判断してこの人数で実施しているところです。

【宮 司 委 員】ではこれからもこのくらいの人数で組織されるものなのか、何かあつた時に増やするように数を多くしているのか教えてください。

【文化スポーツ課長】委員がおっしゃるように、今後ビジョンの全面改訂を行うなどの際は、広く意見を聞いたり、議論を深めたりするということが想定されますので、現状15人のままということにさせていただいております。

【高 宮 教 育 長】ありがとうございます。ほかにご質問等ございませんでしょうか。

【石 丸 委 員】今の件に関連してですが、やはり15人と言っている以上は相当の数を埋めないことには妥当性を欠くのではないかと思う。というのも、規則の第5条で委員の過半数が集まらないと会も開けない、議決もできないとしていて、その母数が15というのはそれなりの理由があるかと思います。ですので、努めてこの3つのカテゴリーで委員を満たす、増やす努力はしていただく、あるいは規則の改正を早急に目指すかのどちらかの方法ではないでしょうか。今のところ市民の代表は1人ですよね。委員の3つのカテゴリーのうち、市民の代表を複数募集するというかたちで、結果として1人しか集まらなかつたらこの数でも妥当性はあると思いますので、その辺りも検討していただければと思います。

【文化スポーツ課長】頂きましたご意見につきましては、しっかりと検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

【高 宮 教 育 長】ありがとうございます。ほかにご質問等ございませんでしょうか。

【各 委 員】特にありません。

【高 宮 教 育 長】それでは、議案第2号について、承認いただける方は挙手をお願いいたします。

【各 委 員】はい。(挙手)

【高 宮 教 育 長】全員賛成で議案第2号は承認されました。

③ 議案第3号 宗像市学校給食審議会委員の委嘱について《承認》

【高 宮 教 育 長】続いて、議案第3号、宗像市学校給食審議会委員の委嘱についてです。事務局から説明をお願いします。

【学校管理課長】学校管理課長の高倉でございます。17ページの資料4をご覧ください。議案第3号、宗像市学校給食審議会委員の委嘱についてでございます。提案理由は、宗像市学校給食審議会規則第2条の規定に基づき、任期途中の委員の辞職に伴い後任の委員を委嘱するものです。18ページをご覧ください。学校給食審議会委員名簿案でございます。現在11人の委員で組織しておりますが、このうち校長の代表のお一人であった赤間西小学校長の退職に伴い、その後任として、校長会からの推薦により玄海東小学校長に新たに委員をお願いするものでございます。任期につきましては、本日ご承認

いただきましたら、明日4月21日から4年5月31日までとしております。説明は以上です。

【高宮教育長】ありがとうございました。それでは議案第3号について、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

【各委員】特にありません。

【高宮教育長】それでは議案第3号について、承認いただける方は举手をお願いいたします。

【各委員】はい。(举手)

【高宮教育長】全員賛成で議案第3号は承認されました。

④ 議案第4号 宗像市教育支援委員会委員の委嘱について《承認》

【高宮教育長】議案第4号、宗像市教育支援委員会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

【教育政策課長】教育政策課の八木でございます。21ページの資料5をご覧ください。議案第4号、宗像市教育支援委員会委員の委嘱について、提案理由を説明します。今回の提案は、宗像市教育支援委員会規則の規定に基づき、委員の任期満了に伴う後任の委員を委嘱するものです。次の22ページをご覧ください。委員の任期は令和3年5月1日から令和4年4月30日までの1年間です。新しく委員に委嘱される方々には備考に新任と記載しています。令和2年度と令和3年度の違いですが、(1)知識経験を有する者のうち、宗像医師会から推薦いただいている医師については、負担軽減のために1人増の3人としています。次に、(4)指導主事のカテゴリーについては、令和3年4月から特別支援教育指導員を増員しましたので、1人増の2人としています。(5)その他教育委員会が必要と認める者のうち、新たに特別支援教育コーディネーター枠を設けましたので、1人を追加しています。説明は以上でございます。

【高宮教育長】ありがとうございました。それでは議案4号について、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

【各委員】特にありません。

【高宮教育長】それでは、議案第4号について、承認いただける方は举手をお願いいたします。

【各委員】はい。(举手)

【高宮教育長】全員賛成で議案第4号は承認されました。

⑤ 議案第5号 宗像市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について《承認》

【高宮教育長】議案第5号、宗像市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

【教育政策課長】27ページ、資料6をご覧ください。議案第5号、宗像市いじめ問題

対策連絡協議会委員の委嘱について説明いたします。今回の提案は、宗像市いじめ問題対策連絡業議会設置要綱の規定に基づき、委員の辞任に伴う後任の委員を委嘱するものです。次の28ページをご覧ください。新しく委員に委嘱される方々には備考に新任と記載しています。この度、人事異動等により、(3)関係行政機関の職員のうち2人、(4)教育鵜委員会の職員が1人、(5)その他教育委員会が必要と認める者1人が辞任しましたので、こちらの名簿のとおり後任の委員を委嘱したく、教育委員会に付議するものです。説明は以上でございます。

【高宮教育長】ありがとうございました。それでは議案5号について、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

【各委員】特にありません。

【高宮教育長】それでは、議案第5号について、承認いただける方は挙手をお願いいたします。

【各委員】はい。(挙手)

【高宮教育長】全員賛成で議案第5号は承認されました。

⑥ 議案第6号 宗像市独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する規則の制定について《承認》

【高宮教育長】議案第6号、宗像市独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

【教育政策課長】31ページ、資料7をご覧ください。議案第6号、宗像市独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する規則の制定について説明をいたします。独立行政法人日本スポーツ振興センター法の規定に基づき、保護者から徴収する独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金の額を定めるため、宗像市独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する規則を新規に制定するものです。この度、新規制定する理由ですが、令和2年度までの運用としまして、同センターの共済掛金につきましては教育委員会の内規として必要な事項を定めていたところです。しかしながら、同センターにおける会計検査院の指摘等で、教育委員会の規則として定めることが必要であるとの通知があったことにより、今回規則を新規で制定するものです。次に、災害共済給付制度について若干補足で説明いたします。日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度は、同センターと学校設置者との契約によって、学校管理下における児童生徒の災害、これは怪我や病気、その後に発生する障害や死亡といったことに対して災害共済給付を行うものです。同センターの災害給付は、教育委員会が保護者等の同意を得て、センターに共済掛金を支払うことによって行われます。なお、義務教育学校に通う児童生徒のうち、一般の家庭の掛金の額は年額で920円、要保護の家庭の掛金の額は年額で40円ですが、宗像市教育委員会の場合、法律の規定に基づき、保護者から徴収する共済掛金の額は半額とされています。一般の家庭で言うと年額で460円を保護者が負担し、残りの半額は宗像市教

育委員会が負担しているということになります。説明は以上でございます。

【高宮教育長】ありがとうございました。それでは議案6号について、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

【各委員】特にありません。

【高宮教育長】それでは、議案第6号について、承認いただける方は挙手をお願いいたします。

【各委員】はい。(挙手)

【高宮教育長】全員賛成で議案第6号は承認されました。

7 報告

【教育子ども部】

<世界遺産課>

1 「世界遺産のあるまちづくり計画(仮称)」(案)について

<子ども育成課>

1 令和2年度家庭教育学級開催状況について

2 日本語を母国語としない児童生徒への学習支援実施要領

<図書課>

1 令和2年度雑誌スポンサー報告

<学校整備プロジェクト室>

1 県立特別支援学校誘致事業について

<教育政策課>

1 令和3年度市立学校に関する名簿について

2 令和3年度宗像市立学校における主な行事予定及び土曜授業について

3 行政報告について

4 後援報告について

8 イベント周知

<文化スポーツ課>

1 東京2020オリンピック聖火リレー

【高宮教育長】次回は、令和3年5月25日火曜日の午前10時30分から301会議室にて定例教育委員会を開催します。

令和 3 年 5 月 25 日

高宮 史郎

石丸 敏史